

# 医科点数表の解釈 平成24年4月版

## Web追補 No.4 (平成25年11月号)

平成25年11月12日作成

- 以下の通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成25年10月31日 保医発1031第1号 (平成25年11月1日適用)
  - 平成25年10月31日 保医発1031第3号 (平成25年11月1日適用)
  - 平成25年10月31日 医療課事務連絡
- Web追補では、平成25年7月以降に生じた変更等について順次追補していきます。平成25年6月までの追補「[追補201306](#)」については、当社ホームページの「追補・訂正表ダウンロード」にてご確認ください。 <http://www.shaho.co.jp/shaho/download/>

頁	欄	行	変更前	変更後
405	右	下から5～4行目	◇ 抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。 ㊦	◇ 抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) ア 抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。 イ 本検査は、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平25.10.31 保医発 1031 3)
405		[D014自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体を準用する項目として追加]		◇ 抗アクアポリン4抗体 ア 抗アクアポリン4抗体は、D014自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、ELISA法により視神経髄膜炎の診断 (治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。 ㊦ (平25.10.31 保医発 1031 3)
405		[D014自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体を準用する項目として追加]		◇ 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体 ア 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、D014自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、RIA法により重症筋無力症の診断 (治療効果判定を除く。)を目的として測定した場合に算定できる。 ウ 本検査は、D014自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平25.10.31 保医発 1031 3)
911	—	上から3行目	(平24.3.5 保医発 0305 5) (最終改正;平25.9.30 保医発 0930 4)  [赤字はWeb追補No.3にて改正済み]	(平24.3.5 保医発 0305 5) (最終改正;平25.10.31 保医発 1031 1)
917	右	上から25～30行目	イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置 a 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (4極用))は、パーキンソン病又は本態性振戦に伴う振戦等、薬物療法によって十分な治療効果の得られない振戦等の症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。	イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置 a 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用)は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。 i 振戦 ii パーキンソン病に伴う運動障害

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>b 植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式）は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 振戦</li> <li>ii パーキンソン病に伴う運動障害</li> <li>iii ジストニア</li> </ul> <p>c 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。</p> <p style="text-align: center;">〔赤字はWeb追補No. 2にて改正済み〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>iii ジストニア</li> </ul> <p>b 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。</p>